

平成28年11月 定例会

県土整備委員会説明資料

県土整備部

目

次

| | | |
|-----|-------------|---|
| I | 提出予定案件 | 1 |
| 1 | 一般会計・特別会計予算 | 1 |
| (1) | 歳入歳出予算 | 1 |
| ア | 総括表 | 1 |
| イ | 課別主要事項説明 | 3 |
| 2 | その他の議案等 | 4 |
| (1) | 条例案 | 4 |
| (2) | 専決処分の報告について | 8 |

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 財 源 内 訳 | | | | | | | | | | |
|----------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------------------------|-----|-----|---------|--------------|---------|------------|------------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | | | | | 一般財源 | | |
| | | | | 国支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産収入 | 寄附金 | 諸収入 | 繰入金 | 交 通 反 則 金 | | 県 債 | |
| 県土整備政策課 | 5,138,489 | 0 | 5,138,489 | | | | | | | 992 | 6,974 | | | 5,130,523 |
| 建設管理課 | 124,463 | 0 | 124,463 | 945 | | 12,443 | | | | 31,909 | | | | 79,166 |
| 用地対策課 | 26,427 | 0 | 26,427 | 711 | | 62 | | | | | | | | 25,654 |
| 道路整備課 | 18,669,109 | 0 | 18,669,109 | 8,163,895 | 65,067 | | | | | 326,402 | 153,000 | 140,000 | 5,576,000 | 4,244,745 |
| 都市計画課 | 3,084,318 | 0 | 3,084,318 | 1,098,953 | 109,500 | 78,447 | | | | 5,940 | | | 1,316,000 | 475,478 |
| 住宅課 | 1,125,481 | 1,137,630 | 2,263,111 | 241,283 | | 38,988 | (1,137,630) 1,137,630 | | | 80 | 16,813 | | 57,000 | 771,317 |
| 営繕課 | 23,121 | 0 | 23,121 | | | | | | | 1,956 | 20,000 | | | 1,165 |
| 河川整備課 | 9,692,215 | 0 | 9,692,215 | 2,790,998 | | 1,256 | 130 | | | 110,491 | 131,858 | | 5,356,000 | 1,301,482 |
| 砂防防災課 | 13,959,766 | 0 | 13,959,766 | 7,328,109 | 74,638 | | | | | | 25,000 | | 5,141,000 | 1,391,019 |
| 水・環境課 | 566,113 | 0 | 566,113 | 59,422 | | 1,120 | | | | | | | | 505,571 |
| 運輸政策課 | 5,452,284 | 0 | 5,452,284 | 1,067,663 | 26,850 | 3,258 | 10,687 | | | 50,000 | 923,647 | | 1,590,000 | 1,780,179 |
| 次世代交通課 | 1,112,494 | 0 | 1,112,494 | 22,130 | | | | | | | 190,265 | | 581,000 | 319,099 |
| 高規格道路課 | 4,791,422 | 0 | 4,791,422 | 595,000 | | | | | | 96,303 | 243,000 | | 3,682,000 | 175,119 |
| 計 | 63,765,702 | 1,137,630 | 64,903,332 | 21,369,109 | 276,055 | 135,574 | (1,137,630) 1,148,447 | | | 624,073 | 1,710,557 | 140,000 | 23,299,000 | 16,200,517 |
| 収用委員会事務局 | 70,422 | 0 | 70,422 | | | 580 | | | | 10,000 | | | | 59,842 |
| 総 計 | 63,836,124 | 1,137,630 | 64,973,754 | 21,369,109 | 276,055 | 136,154 | (1,137,630) 1,148,447 | | | 634,073 | 1,710,557 | 140,000 | 23,299,000 | 16,260,359 |

(注) ()数字は今回補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位：千円)

| 区分 | 会計名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 財 源 内 訳 | | | | | | | | |
|-------|---------------------|-----------|-----|-----------|---------|------------|------------|-----------|-----|--------|-----------|---------|-----------|
| | | | | | 国支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産収入 | 寄附金 | 諸収入 | 繰入金 | 繰越金 | 県 債 |
| 用地対策課 | 公用地公共用地 取得事業特別会計 | 2,923,317 | 0 | 2,923,317 | | | | 922,174 | | 300 | 700,000 | 349,843 | 951,000 |
| 住宅課 | 県営住宅敷金等 管理特別会計 | 80,785 | 0 | 80,785 | | | | 621 | | 52,502 | | 27,662 | |
| 水・環境課 | 流域下水道事業 特別会計 | 1,121,867 | 0 | 1,121,867 | 231,000 | 302,449 | | | | | 390,418 | | 198,000 |
| 運輸政策課 | 港湾等整備事業 特別会計 | 4,321,574 | 0 | 4,321,574 | | | 770,017 | 643,886 | | 13,671 | 950,000 | | 1,944,000 |
| 合 計 | | 8,447,543 | 0 | 8,447,543 | 231,000 | 302,449 | 770,017 | 1,566,681 | | 66,473 | 2,040,418 | 377,505 | 3,093,000 |

(注) () 数字は今回補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明
住宅課
一般会計

(単位：千円)

| 目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 摘 要 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 建 築 指 導 費 | 32,559 | 0 | 32,559 | |
| 住 宅 管 理 費 | 415,070 | 1,137,630 | 1,552,700 | ① (新) 住環境未来創造基金積立金 (1,137,630) 住環境未来創造基金積立に要する経費 |
| 住 宅 建 設 費 | 677,852 | 0 | 677,852 | |
| 住 宅 課 合 計 | 1,125,481 | 1,137,630 | 2,263,111 | |

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）

（改正の理由）

道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として、新たに準中型自動車が設けられたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

（改正の概要）

道路交通法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

（施行期日）

平成29年3月12日から施行する。

イ 徳島県住環境未来創造基金条例（住宅課）

（制定の理由）

未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金を設置する必要がある。

（条例の概要）

- 1 未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 3 基金は、1の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。
- 4 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

（施行期日）

公布の日から施行する。

ウ 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（河川整備課）

（制定の理由）

地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び濁水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、用水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与する必要がある。

（条例の概要）

1 総則

- (1) この条例は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び濁水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とすることとした。
- (2) 流域における水管理に関する基本理念並びに県民等の役割及び県の責務を定めることとした。
- (3) 知事は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県の全域及び規則で定める流域ごとに、それぞれ、流域における水管理に関する計画を定めるものとする事とした。

2 治水

(1) 河川等の整備及び維持管理

県が実施すべき河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理等の治水に係る対策について定めることとした。

(2) 浸水被害を防ぐ土地利用

ア 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害が発生するおそれのある区域における浸水被害を防止し、又は軽減するため、河川又は河川管理施設の整備を実施する場合において、これらの整備と併せて当該区域の一部を建築基準法の規定による災害危険区域として指定することができることとした。

イ 河川等出水警戒区域（アの指定がなされた災害危険区域をいう。）において、次に掲げる用途に供する建築物の建築（同一敷地内の移転を除く。）をしようとする建築主は、当該建築物が基準に適合するものであることについて、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならないこととした。

(ア) 住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舎

(イ) 児童福祉施設等（規則で定める施設を含む。）

(ウ) 旅館業法に規定する旅館業の営業の用に供する施設

(エ) 医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(オ) 宿泊室を有する研修施設

ウ 知事は、イの(ア)から(オ)までに掲げる用途に供する建築物の建築主が、イの規定に違反したとき、イの規定に付した条件に違反したとき等には、当該認定を取り消し、若しくは当該認定に付した条件を変更し、又は当該建築主に対して、当該建築物の建築の工事の停止等を命ずることができることとした。

(3) 河川に係る情報等の収集及び提供

県は、水災害による被害を防止し、又は軽減するため、県が管理する河川の水位、降雨量の状況、関係するダム
の貯水位その他の必要な情報を収集し、国、市町村、県民その他の関係者に提供するものとする事とした。

3 利水

(1) 県が実施すべきダムの貯留機能の維持及び向上等の利水に係る対策について定める事とした。

(2) 知事は、国、県及び市町村と連携して、県等が行う節水及び渇水対策への協力等の活動を行う法人その他これ
に準ずるものを、利水サポート団体として認定することができる事とした。

(3) 県は、規則で定めるダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明ら
かにした計画を策定するものとする事とした。

4 水循環及び環境

(1) 県は、森林の整備及び保全の推進、農地の整備及び保全に関する活動への支援、河川からの地下水の^{かん}涵養の促
進に資する河川の整備等を行うことにより、水の涵養機能の維持及び向上を図るものとする事とした。

(2) 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民等が河川と親しみ、及び共生するために欠かせない河川の水量
の確保並びに観光及びスポーツの振興等に資する水辺の整備並びに自然と共生する水辺の環境の創出に努めるも
のとする事とした。

5 災害対応

(1) 県は、市町村長が的確に避難の勧告等を行うことができるよう、洪水等又は津波による浸水被害の発生時か否
かを問わず、市町村に対する情報の提供、技術的な助言、連携体制の構築その他の必要な支援を行うものとする
事とした。

(2) 県は、その管理する排水施設その他の重要な河川管理施設等及びダムが被災した場合には、速やかにその機能
の復旧又は代替する機能の確保ができるよう、これらの施設の事前復旧計画の策定その他の必要な措置を講ずる
ものとする事とした。

6 水教育

(1) 県は、次代の社会を担う子供が、水に親しむとともに、治水及び利水の歴史、水に関わる文化、健全な水循環
の重要性等についての理解と関心を深め、さらに、水に関わる労苦の歴史及び文化を未来に引き継げるよう、学
校における水教育の推進に努めるものとする事とした。

(2) 県は、県民との連携及び協働の下に、県の全域において水教育が展開されるよう努めるものとする事とした。

7 罰則

2の(2)のイの規定に違反した者、同(2)のウの命令に違反した者等に対する罰則を定める事とした。

(施行期日)

平成29年4月1日から施行する。

エ 徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（運輸政策課）

（改正の理由）

道路交通法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。

（改正の概要）

- 1 道路交通法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 2 徳島小松島港赤石地区の荷役機械の一部の使用料を廃止することとした。

（施行期日）

平成29年3月12日から施行する。ただし、2については、同年4月1日から施行する。

(2) 専決処分の報告について
 ア 訴えの提起に係る専決処分の報告について
 専決処分内容

| 課 名 | 住 所 | 氏 名 | 県営住宅 団 地 名 | 入居許可年月日 | 請求の趣旨 | 請 求 の 原 因 | | 専 決 処 分 年 月 日 |
|-----|------------|------------|---------------|-----------|---------------------------|------------------|-----------------------------|---------------|
| | | | | | | 滞 納 金 額 | 滞 納 期 間 | |
| 住宅課 | [REDACTED] | [REDACTED] | 竜 王 | 平成27年4月1日 | 家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い | 円 489,000 | 平成27年7月1日から 平成28年9月30日まで | 平成28年10月27日 |
| | [REDACTED] | [REDACTED] | | | 連帯保証による家賃及び損害金の支払い | | | |
| | [REDACTED] | [REDACTED] | | | 家屋明け渡し及び連帯保証による家賃、損害金の支払い | | | |

イ 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
専決処分内容

| 課 名 | 和 解 の 相 手 方 | 賠償金額 | 事故発生年月日 | 事故発生場所 | 専決処分年月日 |
|-------|--------------|--------------|------------|------------------------|-------------|
| 道路整備課 | 美馬郡つるぎ町在住 1名 | 円 338,696 | 平成28年2月29日 | 美馬市地内 (国道492号) | 平成28年10月27日 |
| | 鳴門市在住 1名 | 337,234 | 平成28年3月28日 | 鳴門市地内 (県道鳴門公園線) | 平成28年10月27日 |
| | 海部郡美波町在住 1名 | 350,000 | 平成28年6月12日 | 海部郡美波町地内 (県道日和佐小野線) | 平成28年10月27日 |
| | 徳島市所在 1法人 | 179,000 | 平成28年7月6日 | 阿南市地内 (県道阿南相生線) | 平成28年10月27日 |
| | 三好市在住 1名 | 391,000 | 平成28年7月10日 | 三好市地内 (県道西祖谷山山城線) | 平成28年10月27日 |
| | 那賀郡那賀町在住 1名 | 131,000 | 平成28年7月13日 | 那賀郡那賀町地内 (国道195号) | 平成28年10月27日 |
| | 那賀郡那賀町在住 1名 | 157,000 | 平成28年7月25日 | 那賀郡那賀町地内 (国道195号) | 平成28年10月27日 |
| | 那賀郡那賀町所在 1法人 | 71,000 | 平成28年8月17日 | 那賀郡那賀町地内 (国道193号) | 平成28年10月27日 |

